

社説

防衛省アセス二重基準

米軍那覇港灣施設（那覇軍港）の浦添移設に向けた公有水面埋め立て事業の環境影響評価（アセスメント）で、事業者の沖縄防衛局が8月に公表した方法書に対する知事意見の提出期限が来年1月21日に迫っている。

るのであれば、今回の埋め立て事業とは別に、法や条例に基づいて環境影響評価が実施されることになる」とした。

浦添移設により現在的那覇軍港より水深が深くなり、これまでと異なる艦船が航行・寄港する可能性が高い。現在

項目に米軍運用時の影響が含まれていた。本紙が長崎県に情報公開請求して入手した文書で、その理由を「埋め立て造成後の利用目的が明確」だからとしていたことが分かった。今回も那覇軍港の代替施設という利用目的は明確だ。

への意見照会を経て本紙に開示決定通知をした後に、同防衛局に待ったをかけられ決定を取り消し、その後非開示部分を拡大して開示したという経緯があった。情報公開に対する防衛省の姿勢も問題だ。

日本環境会議理事会は9

本のアセス制度は「世界標準から後れを取っている」と指摘する。特に「近接案件を含めた累積的環境影響の評価を行わないという重大な欠陥がある」とし、各種の開発案件が集中する浦添西海岸にこそ累積の評価が必要だと強調し

琉球新報 2025年12月23日(火)

方法書の評価項目に供用開始後の影響が含まれていないことが批判されている。環境に影響するのは工事だけではない。供用後を抜きに判断すべきではない。知事意見では、供用後も評価項目に含めるよう毅然と求めてほしい。

供用後

を含むのは

は当然だ

ている。知事意見では、累積的評価も求めてほしい。

現在の日本のアセス制度では、事業を遅らせることはあっても食い止めることは難しい。適正にアセスを行わせることと同時に、かろうじて残された美しい海を永久に失つ

県議会9月定例会で県環境部長は「(米軍の)供用時に実施される活動が環境アセス法や県アセス条例の対象にな

長崎県で2012年に完成した米海軍ホーバークラフト型揚陸艇の駐艇場移設を巡るアセスでは、方法書段階から

たことも分かった。長崎でやったことを沖縄でやらないのは、二重基準ではないか。今回、長崎県が九州防衛局

し、評価項目に加えるよう求める声明を発表した。

ていいのかを、今、真剣に考
えるべきだ。住民投票など、
改めて民意を明確にする取り
組みも必要ではないか。

供用後を含むのは当然だ
